

料金以外の供給条件の見直し

- 業務運営の効率化および法令等の変更への対応を目的として、以下のとおり料金以外の供給条件を見直します。

<業務運営の効率化のための見直し>

制限または中止の料金割引の廃止	• 現在は、託送供給等約款の定めるところにより、一般送配電事業者が電気の使用を制限または中止した場合には、その内容に応じて基本料金を割引することとしていますが、業務運営の効率化を図るため、当該制度を廃止します。
需給契約のお申込み承諾時の通知方法拡大	• 需給契約のお申込み承諾時の通知方法に関して、新たに電子メールによる通知を追加します。
各種単価のお知らせの事業所掲示の廃止	• 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価について、当社事業所に掲示する取扱いを廃止します。 • 今後は当社ホームページやWebサービスでのご確認をお願いします。

<法令等の変更へ対応する見直し>

法令等の名称変更	• 再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る法令・告示の名称変更を反映します。 • 「日本工業規格」から「日本産業規格」への名称変更を反映します。※ ※2022年12月22日お知らせ済みの各見直し事項に加えて、当該見直しも実施します。
制度変更	• 配電事業者および指定区域に関する制度変更ならびに電気事業法の改正を踏まえ、約款の規定を変更します。 • 託送供給等約款の変更（需給契約の単価の見直し等）を踏まえ、約款の規定を変更します。